

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾 20FAX第9号
(宛先) 各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	2020年 7月 29日 時 分
(件名)	(発信者) 全国港湾書記局



7/29 港湾における「自動化・機械化」に関するWGの協議経過について

(本文)

標記について、下記の通り報告する。

記

1. 概要

- (1) 日 時 7月 29日(水)09:30~10:45
- (2) 場 所 新橋：港運会館3階会議室
- (3) 出 席 組合側：(全国港湾)竹内、松永、光部、玉田、(港運同盟)横山
日港協：森川、若野、長田、清瀬、田中
- (4) 議 題 RTG遠隔操作など、港湾における自動化・機械化について

2. 協議経過

- (1) 日港協は、冒頭に要旨次の姿勢を示した。

- ① コロナ禍等もあってWG開催が困難であったが、20春闘では、自動化・機械化に対して「真摯に協議する」と確認した。
- ② 組合側からは5項目に整理した対策の考え方方が提示されていることを承知している。
- ③ これまでのスタンスを変えた。これまで、RTG遠隔操作の課題に対し、「地区事情が様々であることから、地区毎やターミナル毎で協議していくべき」で「中央での労使合意は必要だが、統一的な基準を設けることは困難」とのスタンスであったが、組合側が提示している5項目を含め、中央で何らかの基準を設定することが必要で、そのうえで地区協議を行うようスタンスに変えたということである。
- ④ しかし、組合側の5項目の提案を含めて、踏み込んで協議できる状況に至っていない。
- ⑤ これまで「雇用と職域は守る」と言ってきたが、組合の提起した趣旨は理解しているので、作業基準の履行なども含めた検討を進めたいと考えている。

- (2) 組合側は、日港協の声明に対し要旨次の通り主張した。

- ① 日港協が、中央のWGで一定の基準なり規範なりをつくっていくというスタンスに立ったことは、歓迎すべきことと受け止める。
- ② WGに至った経過は次の通りで、組合側の立場もこれに沿うものと理解されたい。
イ、16年7月18日のRTG遠隔操作の社会実験に関する覚書は、「自動化導入を前提にするものではない」ことを確認している。

口、19年9月5日の中央団交では、NUCTの応募に関して協議し、日港協は、名古屋港の問題としてではなく「日本全体の問題と認識する」と回答した。そこでは、その認識で一致した。

ハ、同年11月1日の中央団交では、中央でWGを設置して協議することを確認した。これを起点として、今日のWGがある。

二、20年4月20日のWGでは組合側として5項目の考え方を提起し、その際に、WGでの合意のないままに一方的に、国交省の公募に応することは認めないと強く主張してきた。

木、そして、6月30日の20春闘仮合意では「真摯に協議する」ことを確認した。

③ 国交省の公募期間は7月31日迄とされているが、WGの合意に加え、それを諮問して労使政策委員会での協議が必要となる。この確認のないままに申請すること、「とりあえずの申請」であっても認められるものではない。

④ 仮に、そのような動きがあれば、組合側として機関確認を経た「通告」は現時点ではできないが、何らかの抗議行動、「合理化」反対の行動を実施することを辞さずという覚悟をもっていることを表明する。

⑤ WGでの真摯な協議を進めることが基本なのに、これに背を向けて「申請」の挙に出るとなれば、それなりの対応、抗議行動をせざるを得ない。

(3) 以上の協議に続いて、次のような主張を交わした。

① 日港協は、組合側の表明は「承った」としか言いようがないが、本件は「新たな状況に対し、いかに魅力ある港湾労働をつくるかがポイントであり、その意味でも、WGは続けたいとの考えを示した。

② 組合側は、WGでの真摯な協議はいいが、公募の締め切りに対応する議論では進まないと強調した。そのうえで、国交省は、ステークホルダーとの協議経過と結果は大事だとして、申請に明記するよう措置しているので、WGの現状を国交省に報告して、公募についての柔軟な対応を要請する考え方があってもいいのではないかと追及した。

③ 更に組合側は、国交省に対して、WGの議論が整っていない中で申請を受け付けるのは国交省の従来の方針と違うと指摘し、受け付けるべきではないと追求せざるを得なくなると主張した。

④ 日港協は、現時点で行政に対してモノを言うということは、組織の権限を越えることであり、WGでは判断できないとした。

(4) 日港協は、次の提案を行い、組合はこれを了承してWGを終えた。

① WGの協議の状況は、国交省には報告する。

② 7月31日(金)13:30からWGを開催して協議を続けたい。

③ 組合側は、上記の日港協の提起を了承したうえで、組合としての基本姿勢、必要な場合の抗議行動の表明を行ったが、労使が港湾の「合理化」にどう対応するかが問われているのであり、労使一致して対応したいという意思があることを強調した。

以上

全国港湾Fax通信

No.

(公・事・取扱注意・親展)(写)	(発番) 全国港湾 20FAX第10号
(宛先)	2020年 7月 31日 時 分
各 四役・中央執行委員・地区港湾議長(委員長) 殿	(発信者)
(件名)	全国港湾書記局 五 年

7/31 港湾における「自動化・機械化」に関するWGの協議経過について

(本文)

標記について、下記の通り報告する。

記

1. 概要

- (1) 日 時 7月31日(金)13:30~15:00
- (2) 場 所 新橋：港運会館3階会議室
- (3) 出 席 組合側：(全国港湾)竹内、松永、玉田、(港運同盟)横山
日港協：森川、若野、長田、清瀬、小原、田中
- (4) 議 題 RTG遠隔操作など、港湾における自動化・機械化について

2. 協議経過

- (1) 7/29に開催したWGをふまえ、組合側より要旨次の通り主張し、日港協として、これを受け入れるよう提起した。
 - ① 20春闘協定で合意した「真摯に協議する」をふまえ、このWGでRTG遠隔操作事業に関する一定の合意をつくり、そのうえで個々の事業者がWGの合意を前提とした申請・公募に応ずる手続きに入るが、「真摯に協議する」との意味である。
 - ② 組合側は、国土交通省とも協議し、「仮に期日までに申請・応募がなかったとすれば、二次募集もありうる」との回答も得ている。したがって、いま申請を予定している事業者が、現段階の応募期日に拘ることなく、WGの協議を尊重して、その合意を待って同時期に申請をすることができるのではないか。そうするよう求める。
- (2) 日港協は、組合側の提起を検討したうえで、要旨次の通り回答した。
 - ① 組合側の提起について内部検討した。しかし、現在、事業者として応募しようとしているところを止めることはできない。
 - ② 個々の事業者が公募に応じることと、WGで真摯に協議を続けることとは矛盾していることではなく両立すると考えているので、真摯な協議を続けたい。
- (3) 組合側は、日港協の回答について検討し、次の通り表明した。
 - ① 組合側は、この問題について平和裏に解決することを心掛け、そうした努力を重ねてきた。

- ② 「真摯に協議する」とは、個々の事業者もWGの協議を真摯に受け止めるという意味と同義語であり、個々の事業者がWGの協議を尊重して、期日内の申請をスキップし、一定のWGの合意の下で申請をすることを要請したものだ。
 - ③ これが受け入れられないとなると、「真摯な協議を否定し、合意のないまま公募に応じた」ということに抗議の行動を検討せざるを得ない。抗議の内容などについては、組合側WG委員の権能を超えるものとなるので言及できないが、持ち帰って検討したうえで、中央港湾団交を申し入れることになろう。
 - ④ 現時点で、公募に応じるところがあるかどうか、公募に応じるところがゼロだったという可能性もあるので、事情によって対応は異なってくる。したがって、具体論は言えないまでも、31日17:00の段階での動向を見て判断する。
- (4) 以上の経過の通り、7/31のWGは事実上の物別れとなった。組合側は、8/3に港運同盟の参加も得て、常任中執レベルで詳細な報告と検討する場を設け、機関会議などで検討を行う予定である。

以上